

議案第8号

基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する
条例の制定について

基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例を次の
ように定める。

令和8年3月3日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する
条例

(目的)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号
及び第29条第3項第2号に規定する利用者負担額（以下「保育料」という。）に関し必
要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、子ども・子育て支援法で使用する用語の例によ
る。

(保育料)

第3条 保育料は、政令で定める額を超えない範囲で、教育・保育給付認定子どもの年齢
区分及び教育・保育給付認定保護者及び扶養義務者の所得の状況に応じた階層その他の
事情を勘案して規則で定める基準額によりそれぞれ算定した額とする。

2 町長は、特定教育・保育を受ける教育・保育給付認定子どもの保護者及び扶養義務者
から前項に定める額を徴収するものとする。

(納期)

第4条 前条の規定により調定した保育料は、毎月末日までに納付しなければならない。
ただし、その期限が、日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律
第178号）に規定する休日又は1月2日若しくは同月3日に当たるときは、これらの日
の翌日をもってその期限とみなす。

(減免)

第5条 町長は、必要と認めるときは、保育料の全部又は一部を減免することができる。

(返還)

第6条 既に納付した保育料は、返還しない。ただし、町長が特別の事由があると認める場合はこの限りでない。

(滞納処分)

第7条 保育料を指定の期限内に納付しない者があるときは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第6項又は第7項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(基山町条例を廃止する条例の一部改正)

2 基山町条例を廃止する条例（昭和46年条例第17号）の一部を次のように改正する。
本則に次の1条を加える。

第55条 基山町保育料徴収に関する条例（平成10年条例第2号）は、廃止する。

(基山町保育料徴収に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 廃止前の基山町保育料徴収に関する条例の規定により徴収する保育料については、なお従前の例による。

(基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

4 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「基山町保育料徴収に関する条例」を「基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例」に改める。

(基山っ子みらい館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

5 基山っ子みらい館の設置及び管理に関する条例（令和元年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「基山町保育料徴収に関する条例」を「基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例」に改める。

提案理由

子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を規定するため、基山町保育料徴収に関する条例を廃止し、基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例を制定する必要がある。

令和 8 年 3 月 12 日原案可 決